

## 令和3年度 「生活 Can do」の作成及び検証について

### 1. 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育の標準的なカリキュラム案改定とともに、生活 Can do を作成することが求められていることから、令和2年度に作成した Can do の精査及び、標準的なカリキュラム案 Can do (試案) や令和2年度に実施した調査研究の結果を踏まえた Can do の作成を行う。

また、令和2年度に作成した Can do、令和3年度に作成した Can do を検証にかけ、「日本語教育の参照枠」に基づく、「生活 Can do」の一部とする。

### 2. 実施期間

令和3年10月～令和4年3月

### 3. 内容

#### (1) 有識者会議における検討

#### (2) 先行事例の洗い出し

○先行的に研究や調査が行われた資料について、調査を行う。

#### (3) 書面ヒアリング

○日本語教育実施団体への書面ヒアリングを実施。(10件程度)

○「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」に関する「生活上の行為の事例」について追加すべき項目、修正が必要な項目、不要と思われる項目等を収集する。

○令和2年度日本語教育総合調査で行った日本語教育実施団体へのヒアリングの中で、「VII人とかかわる」の項目の充実の必要性を指摘されたことから、「VII人とかかわる」に関しても追加すべき項目等を収集する。

#### (4) 令和3年度分 Can do 作成

○「標準的なカリキュラム案」の「生活上の行為の事例の整理 (P121～154)」(約1,300項目)のうち、「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」に関する項目(約500項目)に基づいた Can do 等を作成し、成果物に収録する Can do を絞り込む。

○書面ヒアリングで得られた追加すべき項目についても Can do 作成を行う。

○成果物については、Can do 作成について経験や知見を有するアドバイザーに助言・指導を依頼するとともに、令和2年度に作成された Can do との整合性の観点からも精査を依頼し、精度を高める。

○Can do 作成の具体的な手順は以下の通り。

- ・作業に当たる「生活者としての外国人」に対する日本語教育経験のある日本語教師に対し、トレーニングの実施
- ・Can do 作成
- ・学習項目の要素（場面、やり取りの例等）作成
- ・アドバイザーによる精査  
（レベル付け及び言語活動のカテゴリーの妥当性、記述の分かりやすさ等）

#### （５）令和２年度・令和３年度に開発した Can do の質的検証

令和２年度に開発した Can do（B1 レベル 150 項目、その他のレベル 200 項目）、令和３年度に開発した Can do（約 300 項目）の合計約 650 項目について検証にかけ、取捨選択を行う。